

平成 30 年 6 月 20 日現在

機関番号：32689

研究種目：挑戦的萌芽研究

研究期間：2014～2017

課題番号：26580079

研究課題名(和文) 司法コンテキストにおける言語使用の言語学的分析

研究課題名(英文) Linguistic Analysis of Language Use in Legal Contexts

研究代表者

首藤 佐智子 (Shudo, Sachiko)

早稲田大学・法学大学院・教授

研究者番号：90409574

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,500,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では司法コンテキストを伴う環境における言語使用を分析し、言語学が司法領域において貢献する新たな方向性や方法論を模索した。具体的には「脅迫」が争われた事例における言語使用を分析した。実際の司法判断と言語学的分析の結果との比較を行い、これが極めて近似することを示すことにより、言語学的分析が司法判断の客観性の論拠とする可能性を論じた。また、司法通訳を伴う裁判における謝罪表現の分析を行い、起点言語において謝罪表現ではないものが目標言語において謝罪として誤訳された例を示し、謝罪表現のように法的論点に大きく関わる表現の訳出における等価性の必要性を論じた。

研究成果の概要(英文)：This research linguistically analysed language use in legal contexts and explored the possible contribution of linguistics in legal fields. In particular, we examined through linguistic analysis controversial Japanese cases that were prosecuted as threats. As the linguistic analysis matches the conclusions of the judgments, it illustrates how linguistic analysis may help courts to solidify the objective bases of their judgments involving an utterance alleged as a threat.

I also analyzed judicial interpretations in which the defendant's 'non-apologies' and 'semi-apologies' were translated as apologies to show the necessity of achieving equivalence in translating such delicate expressions involving elements of apology.

研究分野：語用論、法と言語、社会言語学

キーワード：司法コンテキスト 言語 法言語学 語用論 解釈 言語学的分析 推意 法学

### 1. 研究開始当初の背景

司法分野において、言語表現の解釈が証拠として議論の対象になったり、使用された言語の形式の妥当性が論点として争われたりすることがある。欧米では、そのような事態が発生した時に言語学者による知見や分析が専門家による意見として使用されることがある一方、日本では、音声分析や筆者識別などで言語学の知見が活用されることがあるものの、上述のような解釈や言語形式の妥当性の判断のような論点の分析に言語学が貢献を求められるケースは極めて稀である。その理由は様々であるが、一つには、言語学者が同種の貢献に対して興味を示さなかったことがあり、今一つには同種の貢献が司法の分野で認知されていないことがある。裁判員制度をはじめとする司法制度改革によって、法的議論を一般市民に開放する方向性が示されつつある今、母語話者による解釈の重要性は増す一方だが、司法コンテキストにおける解釈の特殊性に関する議論は稀有である。

研究代表者はジョージタウン大学大学院に所属していた1990年代から法と言語に関して興味をもち、2002年前後からは自身でも少しずつ司法の事案に言語学的分析を試みることを始めた。2003年には、他の研究者らと法と言語研究会を立ち上げ、この研究会をもとにして、研究代表者らが創立メンバーとなって2009年に法と言語学会を創設した。この学会の重要な機能の一つは、言語学ならびにその周辺領域の研究者と司法分野における研究者や実務家が意見を交換し、学術的な交流を促進することにある。研究代表者は、本来の専門領域である語用論・意味論・社会言語学における言語的理論や枠組みを通して、過去の判例を分析することで、言語学による司法やその周辺領域への貢献の可能性を模索してきた。

### 2. 研究の目的

本研究は、司法の場で言語使用が論点である事例を言語学的に分析することで、言語学が司法やその周辺領域に貢献する新たな方向性や方法論を模索することを目的とした。具体的には、以下の2種類の分析対象を研究した。過去の事例において言語の側面が論点となったものを、言語学分野における枠組みに当てはめ、研究代表者らが知見を持ち、分析経験を持つ言語学的理論を適用し、新たな考察を試みた。司法コンテキストを伴う環境における言語使用の現状を分析し、その妥当性を言語学的見地から考察することを目的とした。言語学的研究の司法領域への応用は、研究成果の社会への還元という点で重要であるのみならず、特殊なコンテキストにおける言語使用という点で言語学そのものへ還元される貢献も期待できる。

### 3. 研究の方法

上述の研究対象のうち、過去の事例の考察( )では、司法判断と言語学的分析の整合性を分析した。本研究の新しい側面は、司法における言語の問題を扱う際に、一つの言語形式に通常は一つの命題が与えられるとみなす意味論的解釈のレベルだけではなく、言語形式に複数の語用論的解釈が存在し、使用者によって意図された解釈がコンテキストを経て聞き手によって選択される仕組みを説明する語用論のレベルを考察している点である。

具体的には、「脅迫」が争われた場合の司法判断と対象となった文言の言語学的分析を行った。

研究対象が、司法コンテキストを伴う環境における言語使用( )である場合には、具体的に使用された表現や文を語用論的分析を用いて詳細に分析した。

具体的には、取り調べ過程における言語と供述調書に現れた言語の比較や、司法通訳による誤訳問題を扱った。

### 4. 研究成果

(1) 司法コンテキストを伴う環境における言語使用が法的効果に影響を与えている例として、自動車運転許否判断の資料として公安委員会に提出される診断書の書式の分析を行った。診断書書式の言語表現は極めて複雑であり、難解さが法律効果に影響を与えていることを示した。この研究成果は『法と言語』第2号(2015年3月刊行)に掲載された。

(2) 司法コンテキストを伴う環境における言語使用のうちの最も重大なものの一つは取り調べ過程における供述であり、その供述調書である。しかしながら、その2つの間に看過し難い差があることはこれまでも指摘されてきた。本プロジェクトでは、高野山事件と呼ばれるケースにおける取り調べ調書とその録音データを語用論的観点から分析した。この研究成果は、法と心理学会第16回大会におけるワークショップ「取調べ過程をめぐる心理と言語」において、「取り調べ過程における会話情報と供述調書の言語学的比較分析—語用論的観点から留意事項を考える」と題して発表した。

(3) 司法通訳も司法コンテキストを伴う環境における言語使用の重大なものの一つである。研究代表者が2010年に言語鑑定を行った事件における司法通訳による訳出状況を分析した。特に問題としたのは、謝罪表現ではないものが、謝罪として訳出されていたケースが数力所存在した点である。謝罪という発話行為においては、話し手が問題となる行為を行ったことを認めることが発話行為の成立条件となっているため、意味が近似していても、謝罪の意図がない発話が謝罪として訳出されることには司法的に大きな問題が生じる。

この研究成果は、2015年に「前提を伴う表

現の司法コンテクストにおける取り扱い—ガルスパ八事件における誤訳問題」と題して、電子情報通信学会思考と言語研究会において招待講演者として発表した。この講演の内容は同学会の報告として出版された。内容をさらに詳細に論じ、司法通訳における謝罪をめぐる表現に関する論文 How to Translate Apology and Non-apology in Legal Contexts を International Journal for the Semiotics of Law に 2016 年に投稿し、採択はされているが、日本特集の号であるため、他の投稿者と発刊時期を揃えるために発刊が遅れている。

(4) 司法判断と言語学的分析の整合性の分析として、「脅迫」を題材に詳細な分析を行った。語用論的分析を用いて過去の判例における司法判断における論点との比較を行った。この研究成果は、池邊瑞和氏と藤井智也氏との共著により、「刑法における「脅迫」と発話行為としての「脅迫」を比較する—限界事例を参考に—」と題して、2016 年に『法と言語』に掲載された。語用論的論点に焦点を絞った研究成果は、2016 年の日本語用論学会大会で「発話行為の「名前」による概念の形成を探る—「脅迫する」「おどす」「おどかす」の成立条件の比較を参考に—」と題して発表した。この発表の内容は翌年同学会の大会論文集に収録された。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 6 件)

Shudo, Sachiko. How to Translate Apology and Non-apology in Legal Contexts: A Linguistic Analysis of Potentially Seious “Subtle Mistranslation” in Japan. In International Journal for the Semiotics of Law, 査読有、Vol.31、2018、頁未定

池邊瑞和・首藤佐智子、発話行為の「名前」による概念の形成を探る—「脅迫する」「おどす」「おどかす」の成立条件の比較を参考に、日本語用論学会大会発表論文集、要旨のみ査読有、第 12 号、2017、pp. 9-16

Shudo, Sachiko. Sincerity Condition Revisited: Truth or Dare?、電子情報通信学会技術報告(信学技報) IEICE Technical Report TL 2016-56、2016、pp. 101-104

池邊瑞和・藤井智也・首藤佐智子、刑法における「脅迫」と発話行為としての「脅迫」を比較する—限界事例を参考に—、法と言語、査読有、第 3 号、2016、pp. 39-59

首藤佐智子、前提を伴う表現の司法コンテクストにおける取り扱い—ガルスパ八事件における誤訳問題、電子情報通信学会技術

報告(信学技報) IEICE Technical Report TL 2015-48、査読無、2015、pp. 73-78

池邊瑞和・首藤佐智子、文章の難解さが法律効果に与える影響—運転許否に関わる診断書書式の分析、法と言語、査読有、第 2 号 2015、pp. 19-49

〔学会発表〕(計 5 件)

Shudo, Sachiko. Sincerity Condition Revisited: Truth or Dare? The 21st Joint Workshop on Linguistics and Language Processing、2016、査読無、早稲田大学

池邊瑞和・首藤佐智子、発話行為の「名前」による概念の形成を探る—「脅迫する」「おどす」「おどかす」の成立条件の比較を参考に、日本語用論学会第 19 回大会、2016、査読有、下関市立大学

橋内武・池邊瑞和・首藤佐智子、ヘイトスピーチ対策法の問題点を考える、法と言語学会 2016 年度第 1 回研究例会、2016、査読有、早稲田大学

首藤佐智子、前提を伴う表現の司法コンテクストにおける取り扱い—ガルスパ八事件における誤訳問題—、電子情報通信学会思考と言語研究会、2015、査読無(招待講演)、早稲田大学

首藤佐智子、取り調べ過程における会話情報と供述調書の言語学的比較分析—語用論的観点から留意事項を考える、法と心理学会第 16 回研究大会、2015、ワークショップ発表、獨協大学

〔図書〕(計 件)

〔産業財産権〕

出願状況(計 件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年月日：  
国内外の別：

取得状況(計 件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：

番号：  
取得年月日：  
国内外の別：

〔その他〕  
ホームページ等

#### 6. 研究組織

##### (1)研究代表者

首藤 佐智子 (SHUDO, Sachiko)  
早稲田大学・法学学術院・教授  
研究者番号：90409574

##### (2)研究分担者

該当者なし

##### (3)連携研究者

原田康也 (HARADA, Yasunari)  
早稲田大学・法学学術院・教授  
研究者番号：80189711

高橋則夫 (TAKAHASHI, Norio)  
早稲田大学・法学学術院・教授  
研究者番号：50171509

橋内武 (HASHIUCHI, Takeshi)  
桃山学院大学・国際教養学部・名誉教授  
研究者番号：20069131

堀田秀吾 (HOTTA, Syugo)  
明治大学・法学部・教授  
研究者番号：70330008

中網栄美子  
秀明大学・学校教師学部・講師  
研究者番号：10409724

##### (4)研究協力者

池邊瑞和 (IKEBE, Migiwa)  
井上法律事務所・弁護士

藤井智也 (FUJII, Tomoya)  
早稲田大学・法学研究科・博士課程